

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団学生寮管理運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「本財団」という。）定款第4条第2号の規程に基づき、沖縄県出身学生の経済的負担を軽減させ、勉学に専心させるとともに、寮生活をとおして将来の社会人として有為な人材を育成することを趣旨とする学生寮の管理運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常募集

毎年度4月に入寮を希望する者をその前年度に募集すること

(2) 追加募集

前号による募集を行ってもなお空き室が発生した場合、募集年度の10月までを期限として、その空き室が解消されるまで募集すること

(3) 通常入寮者

前2号の募集により採用された者のうち、第7条第1項の規定に基づき指定された入寮期日が、採用年度の期日の者

(4) 早期入寮者

第1号の募集により採用された者のうち、休日を除く3月25日から3月31日のいずれかの日から入寮を許可された者

(寮の名称、位置及び収容定員)

第3条 学生寮の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	収容区分	収容定員
沖縄県学生寮 南 灯 寮	東京都狛江市岩戸北 4-14-18	男	47
沖縄県学生寮 沖 英 寮	東京都世田谷区豪徳寺 2-27-8	女	20
沖縄県学生寮 大 阪 寮	大阪府吹田市長野西 7-31	男	13

(学生寮の公共性)

第4条 本財団は、学生寮が公共性を有する施設であることを留意し、その維持保全に万全を期するものとする。また、寮生もこれに協力しなければならない。

(入寮資格)

第5条 学生寮に入寮する者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 沖縄県出身者で、県外大学等に在学する学生であること。

(2) 経済的理由により居住事情に困窮している者。

2 前項第1号の規定にかかわらず、空室等がある場合は、専門学校生等を入寮させることができる。

(入寮申込)

第6条 入寮志望者は、次の書類を沖縄県国際交流・人材育成財団理事長(「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 入寮申込書

(2) 健康診断書

(3) 保護者の所得証明書

(4) 戸籍抄本又は住民票抄本

(5) 在学証明書又は合格通知書の写し

(6) 入寮申込調書

(7) 調査書又は成績証明書

(入寮者の決定並びに入寮期日の指定)

第7条 理事長は、前条に定める書類等に基づき入寮者を決定し、入寮期日等を指定した入寮許可書を交付し、これをもって本人への通知とする。

2 早期入寮が認められるのは、早期入寮希望日に空き室のあることが確定している場合、かつ、早期入寮希望者が、次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、早期入寮者への食事の提供は、休日を除く4月1日から開始されるものとする。

(1) 4月1日に入学式又はオリエンテーションが開催される場合

(2) 応募時の住居が賃貸物件であって、その物件の契約満了期日が3月31日以前である場合

3 入寮の許可通知を受けた者がやむを得ない事情により第1項の入寮期日までに入寮できない場合は、事前に入寮延期願を提出し、理事長の承認を得て入寮を延期することができる。ただし、その期間は、1か月以内とする。

(連帯保証人及び誓約書の提出)

第8条 入寮許可の通知を受けた者は、寮費等の納入、その他この規程に基づく細則、規約等を固く守る旨の誓約書に連帯保証人2名の連署を得て、入寮

期日までにこれを理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人のうち、1名は、父母又はこれに準ずる者とし、他の1名は、独立の生計を営む者とする。
- 3 連帯保証人の住所、職業に変更が生じたときは、寮生は、遅滞なく寮監に連帯保証人の住所、職業変更届を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

- 第9条 寮生は、前条第1項の規定による連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人の変更願を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 2 理事長は、前条第1項の連帯保証人及び前項の規定による連帯保証人が、その責を果たす上に適当でないと認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。

(入寮の取消)

- 第10条 理事長は、寮生が次の各号の一に掲げる事項に該当することが判明したときは、入寮の決定を取消、又は、退寮を命ずることができる。
- (1) 第6条の規定により申込書その他提出書類の記載に虚偽の事実があったとき。
 - (2) 別に定める選考の基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 第7条に規定する期日までに入寮しないとき。

(在寮期間)

- 第11条 在寮期間は、最短修業年限の半分の期間とする。その場合、1年に満たない期間が生じた場合には、その期間を1年と見なす。
- 2 年度中途に入寮した者は、当該年度の4月に入寮したものとみなす。
 - 3 退寮した者が、再入寮したときは、前後の期間を通算する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、空室等がある場合は、1年毎に更新させることができる。
 - 5 早期入寮者は、翌4月1日から入寮したものと見なす。

(退寮命令)

- 第12条 理事長は、入寮者が次の各号の一に該当する場合は、退寮を命ずることができる。ただし、緊急な場合には、寮監がこれを命ずることができる。
- (1) 疾病により寮生活に支障があると認められる場合
 - (2) 本規程及び本規定に基づく細則並びに寮監の指示に違反した場合
 - (3) 寮生活に適しないと認められた場合
- 2 理事長は、改築等、やむをえない特別な事情が生じた場合は、入寮している者に退寮を命ずることができる。ただし、その場合には6か月前に通告するものとする。

(退 寮)

第13条 寮生が退寮しようとするときは、寮監に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 大学の籍を離れた者、休学した者、理事長が指定した在寮期間の満了した者、退寮の申し出を認められた者、又は、退寮を命ぜられた者は、速やかに退寮しなければならない。

3 第1項によって退寮するときは、退寮を希望する日の1か月前までに寮監に退寮願を提出しなければならない。

(寮生の自治)

第14条 寮生は、本財団及び寮監が直接管理し及び処理するものを除き、寮監の指導と助言を受け、寮の管理、教養の向上、レクリエーションその他健全な寮生活に必要な事項について自治活動を行うことができる。

(施設の保全)

第15条 寮生は、居室及び共同施設の保全義務を負い、次の各号の規定に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寮監の許可なくして居室の交換をすること。

(2) 寮監の許可なく釘打ち以上の工作をすること。

2 施設又は設備を滅失毀損したときは、直ちに寮監に申し出るとともに、これを現状に回復するか、又は、本財団が決定する必要額を弁償しなければならない。

(寮生活の安全)

第16条 寮生は、衛生、防火、盗難予防に留意し、寮生活の安全と秩序の保持に努めなければならない。

(危険物の持込禁止)

第17条 室内には、爆発物、その他危険物を持ち込んで서는ならない。

(電気・ガス等の節減)

第18条 電気・ガス・水道・電話の使用等は、寮則の定めに従うとともに、その節減に努めなければならない。

(秩序の維持)

第19条 寮生は、学習と教養の場としてふさわしい学生寮にするために寮生活の秩序の維持に努めなければならない。

(居室の巡視及び立入)

第20条 寮監は、災害予防、その他管理上、必要があると認めたときは、あらかじめ、入寮者に通知して居室に立入することができる。ただし、緊急事項

発生時、又は、管理上、緊急に処置しなければならないときは、入寮者への予告なしに居室を巡視又は立入ることができる。

(異動、旅行等の届出)

第21条 寮生は、次の各号の一に該当する行為があるときは、その都度遅滞なく次の届を寮監に届け出なければならない。

- (1) 休学（退学、転学、停学）届
- (2) 旅行届

(寮生活の経費の負担)

第22条 寮生は、食費、光熱水費、衛生費、その他寮生活に必要な経費を負担しなければならない。

2 前項の経費の種類及び金額については、別に定める。

(経費の納付方法等)

第23条 寮生は当財団が定める期日までに寮費を納めなければならない。

2 寮費は原則として、口座振替によるものとする。この口座振替に伴う手数料（以下、「振替事務手数料」という。）は、寮生が負担しなければならない。

なお、残高不足等により、口座振替が不能となった場合に発生する振替事務手数料も寮生が負担する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当財団の指定口座への直接入金を認めることができる。

- (1) 寮費の口座振替が不能となった等の場合
- (2) 早期入寮者で、第5項により日割り計算した寮費が生じる場合
- (3) 第13条の規定により退寮する寮生で、寮費の口座振替が不能の場合、あるいは、寮費の口座振替日以降で、次回の振替日以前に退寮する場合

4 寮生が当財団の定める期日までに寮費を納入しない場合は、理事長が指定する日までに未払分の寮費を全額支払わせることができるものとする。

5 早期入寮、または、退寮する場合、寮費は日割り計算となる。

ただし、退寮を希望する日がその属する月の末日の場合は、寮費の日割りは認めないものとする。

6 前項の規定により寮費の日割り計算を行う場合は、寮費月額を早期入寮する日又は退寮する日の属する月の日数で除した金額を一日あたりの金額（以下、「日割り額」という。）とし、日割り額に在寮日数を乗じて得られた額を当該月の寮費とする。その場合、百円未満に端数が生じた場合には切り捨てを行う。

(寮 監)

第24条 寮監は、理事長の命を受けて次の事項をつかさどる。

- (1) 寮の維持、管理に関すること。
- (2) 寮生の規律及び補導厚生に関すること。

2 寮監は、毎月の寮の管理及び運営状況について、翌月の21日までに理事長

に提出しなければならない。

(雑 則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学生寮の管理、運営に必要な事項については、理事長が別に定める。

2 寮生活に必要な事項については、各寮の実状に応じて理事長の承認を得て寮監が定める。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 財団法人沖縄県人材育成財団学生寮管理規程（昭和47年5月15日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成3年3月1日から施行する。ただし、平成3年3月1日以前に入寮した者は、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前に入寮した者は、従前のおりとする。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の設立の日から施行する。